

町有地入札の流れ

町有地の購入を希望される場合、入札に参加いただき、最高額を提示された方が購入することが出来ます。

入札に参加するためには、所定の書類の提出や入札保証金などの納付が必要です。

手続きの流れについては、次のとおりとなります。

また、町有地入札については、『御嵩町普通財産土地の売払いに関する要綱』『御嵩町普通財産土地の一般競争入札実施要項』の内容を十分理解したうえでご参加ください。

1. 入札参加の申し込み

令和2年2月10日（月）までに、次の書類を御嵩町総務防災課行政管財係に持参または郵送で提出してください。

- (1) 一般競争入札参加申込書兼受付書
- (2) 農地等の買受適格証明書
- (3) 誓約書
- (4) 住民票
- (5) 身分証明書
- (6) 法人全部事項証明書

売払う町有地は地目が農地であるため、所有権を移転する際に農地転用許可が必要です。農地転用ができるか、農業委員会で証明を受けてください。

(4)(5)は個人で申し込む方が、(6)は法人で申し込む方が必要な書類です。

連名で入札に参加する場合は、(2)～(5)の書類は全ての方の書類が必要となります。

2. 入札保証金の納付

入札に参加するために、入札保証金の納付が必要です。申込書を受付した際に、『一般競争入札参加申込書兼受付書』のコピーと入札保証金の納入通知書をお渡します。

入札保証金を令和2年2月13日（木）までに、納入してください。納入された入札保証金は、落札できなかった場合は、申請書に記載された銀行口座（ゆうちょ銀行は除く）に返還されます。落札した場合は、契約保証金に充当されます。

入札保証金には利息は付きません。

3. 購入金額の入札

入札書に購入金額等必要事項を記入し、記名押印をした後、封筒に封入し**令和2年2月14日（金）午前10時に**、御嵩町役場2階入札室に持参してください。代理人が持参することもできますが、入札書のほかに委任状が必要となります。

（裏面もお読みください）

4. 落札者の決定

落札者は、入札後、直ちに開札を行い決定します。入札者の方は開札時に立ち会いをお願いしています。開札後、最高価格で入札した方が落札者となります。

落札後の辞退はできません。

入札結果についてはすべて公表されます。

5. 入札後の手続き

落札者の方は、『落札後の手続きについて』をご確認ください。

落札できなかった方には、入札保証金を申込書に記載された銀行口座に返還します。

落札後の流れ

落札後、所有権が落札者に移るまでに、次の手続きを行います。

1. 契約の準備

落札後、14日以内に土地売買契約を締結します。契約書は町が用意しますので、内容をよく確認してください。

2. 契約保証金の納付

契約書の締結までに落札額の10%を契約保証金として納入してください。先に納付いただいている入札保証金は契約保証金に充当されますので、その差額分の納入通知書をお渡しします。

契約保証金には利息は付きません。

3. 契約の締結

契約書に落札者及び町の両者の記名押印し、契約を締結します。なお、契約書に添付する収入印紙については、必要額を落札者が用意してください。

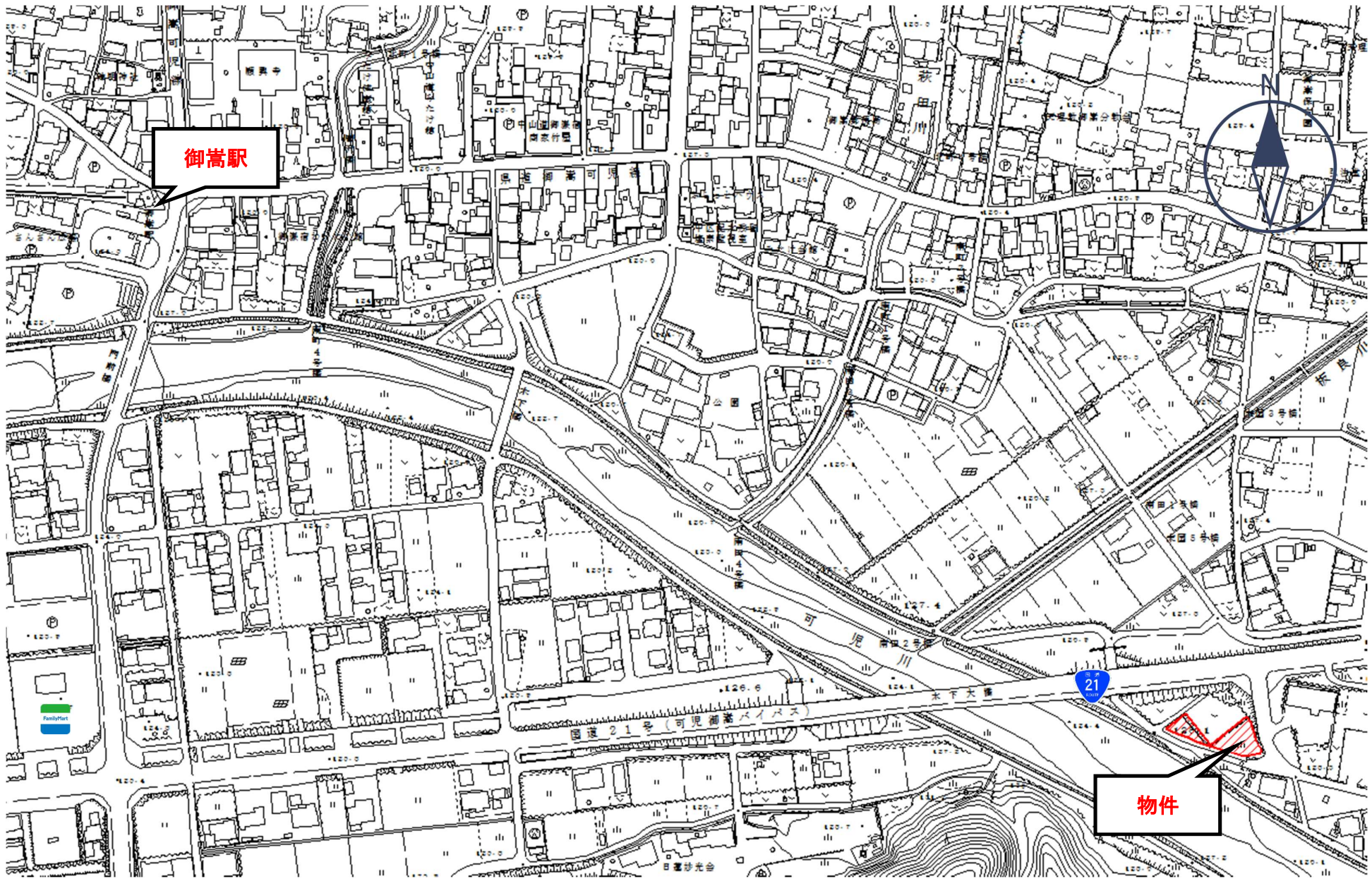
4. 売買代金の納付

契約締結後に購入金額から契約保証金額を引いた額の納入通知書をお渡しします。契約日から30日以内に納入してください。

5. 所有権の移転

所有権の移転登記手続きは町が行いますが、所有権移転登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。

登記が完了しましたら、その旨を町よりお知らせします。



御嵩駅



21

物件

国道21号(可児御嵩バイパス)

可児御嵩2号線

光下大橋

FamilyMart